

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|---------------------|---------------------|--|
| 許認可等の内容 根拠法令及び条項 | | <p>新座市子育て支援ホームヘルパー派遣の決定</p> <p>新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例第6条第1項 (派遣の申請)</p> <p>第6条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 申請者は、出産直後の退院の日(多胎児を養育する者にあつては、当該多胎児の出生直後の退院の日)及び派遣を受けようとする日が明らかになったときは、速やかにこれらの日を市長に申し出なければならない。 (派遣の決定)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による申請があつた場合において、同条第2項の規定による申出があつたときは、それらの内容を審査の上、派遣の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p> |
| 所管部課係名 | | こども未来部こども支援課こども政策係 |
| 審 査 | 関係条項 | <p>新座市子育て支援ホームヘルパー派遣事業条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、出産直後で親族等の家事援助を期待できない母及び多胎児を養育する者に対し、子育て支援ホームヘルパー派遣事業(次条、第13条及び第14条において「事業」という。)を実施することにより、当該母及びその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。 (対象者)</p> <p>第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する出産直後の母又は多胎児を養育する者であつて、その属する世帯の状況から家事援助が必要と認められるものその他市長が必要と認める者とする。</p> |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | <p>次に該当する場合はホームヘルパーの派遣を行わない。</p> <p>(1) 親族等の家事援助が期待できる場合 (2) 派遣先が市外の場合 (3) 市内に住所を有しない場合 (4) 対象者が不在の場合 (5) 出産直後の母にあつては、出産直後の退院の日(入院を要しない者は、出産の日。)から起算して30日を経過した場合 (6) 多胎児を養育する者にあつては、当該多胎児の出生直後の退院の日(入院を要しないものは、出生の日。)から起算して1年を経過した場合 (7) 新座市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日</p> |
| 準 | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成29年7月1日設定(令和2年8月1日最終変更) |

| | | |
|--------|-------------------------|---|
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (申請から派遣の開始については、個々の状況により標準化することが困難なため) |
| | 設定等年月日 | 平成11年7月1日設定(令和2年8月1日最終変更) |